

裁判員裁判対象事件対応 新名簿編成に伴う問題点

刑事弁護委員会副委員長 布川 佳正 (60期)

1 新名簿作成の経緯

裁判員裁判制度の実施から1年半が経過しました。これまで、弁護士会では、A名簿及びS名簿を中心に裁判員裁判対象事件に対応してきましたが、それは必ずしも十分な対応とはいえませんでした。

すなわち、A名簿は、以前の被疑者国選名簿をそのまま移行させる形で作成された経緯もあり、裁判員裁判対象事件の弁護人を選任するための名簿という性格が必ずしも明確ではありませんでした。一方、S名簿も、裁判員裁判対象事件等において、主として2人目以降の国選弁護人の選任に用いられることを想定したものでした。そのため、防御活動の帰趨を決するともいべき捜査段階において、裁判員裁判に対応できる弁護人が選任されて、その弁護人によって捜査公判を通じた一貫した弁護活動が行われるという制度的な保障はありませんでした。

そこで、この度、弁護士会では、裁判員裁判対象事件に特化した名簿として「裁判員裁判弁護人名簿」、「少年事件裁判員裁判弁護人等名簿」及び「準裁判員裁判弁護人名簿」(以下、「新名簿」と言います。)を新たに作成しました。今後は、裁判員裁判対象事件の国選弁護人・国選付添人は、この新名簿の登載者から選ばれることになります。

2 新名簿の概要

(1) 裁判員裁判弁護人名簿

①内容

裁判員裁判弁護人名簿は、重大事件*1の被疑者国選弁護人及び当該事件の一審国選弁護人候補者の指名通知に用いる名簿です。この名簿は、担当期間を指定した待機制となっており、名簿登載者は、待機

期間中に配点のあった裁判員裁判対象事件の被疑者・被告人弁護を担当することになります(待機期間は被疑者国選が配点されることが原則になりますが、例外的に、複数選任の2人目、3人目など被告人国選の配点もあります。)

待機期間には、平日の5日間又は土日の2日間の2種類があります。但し、平日担当の方には土日の補充、土日担当の方には翌週の平日の補充をそれぞれお願いすることがあります。

②登載要件

登載要件には、初期登載要件(①裁判員裁判経験者、②法曹三者による模擬裁判員裁判経験者、③弁護士会主催の裁判員裁判対応弁護士養成講座受講者又は④その他刑事弁護委員会が推薦した者であること)と登載継続要件(刑事弁護委員会が指定する講座*2を3年に1回以上受講すること)とがあります。

(2) 少年事件裁判員裁判弁護人等名簿

①内容

少年事件裁判員裁判弁護人等名簿は、重大事件について、少年が対象となる場合の被疑者国選弁護人、家裁送致後の国選付添人及び家裁で逆送決定を受けて起訴された場合の一審国選弁護人候補者の指名通知に用いる名簿です。名簿登載者は、待機期間中に配点のあった裁判員裁判対象事件の被疑者・被告人弁護及び少年付添活動を担当することになります(待機期間中は被疑者国選弁護・国選付添が配点されることが原則になりますが、例外的に、複数選任における2人目、3人目の弁護人・付添人としての配点もあります。)

なお、待機期間は1週間です(裁判員裁判弁護人名簿の待機期間と異なります。)。但し、担当する待機期間の翌週の補充をお願いすることがあります。

②登載要件

初期登載要件は、①前記の成人名簿の登載要件を満たしていることを前提に、② i 少年の国選弁護人・付添人名簿若しくは少年当番名簿登録者、ii 子どもの人権と少年法に関する特別委員会（以下、「子どもの委員会」と言います。）が指定する講座受講者又は iii 子どもの委員会が推薦した者であることです。また、登載継続要件は、子どもの委員会が指定する講座*3を3年に1回以上受講することです。

(3) 準裁判員裁判弁護人名簿

準裁判員裁判弁護人名簿は、裁判員裁判弁護人名簿への登載を希望するが、現時点では、裁判員裁判弁護人名簿の登載要件を満たさない方が登載される名簿です。この名簿の登載者は、裁判員裁判弁護人名簿登載者との複数選任によって裁判員裁判を経験する等して、裁判員裁判弁護人名簿の登載要件を満たすことで、ゆくゆくは、裁判員裁判弁護人名簿に移行することが予定されています。

なお、この名簿の登載要件は、前記講座（刑事弁護委員会が指定する講座）を受講することとなっています。

3 従来の名簿との関係

新名簿作成に伴い、従来のS名簿は廃止され、A名簿の対象事件は重大事件以外の被疑者国選対象事件（但し、常習累犯窃盗を除く）となります。

4 対象事件を受任された際の留意点

(1) 接見は直ちに！

裁判員裁判対象事件に限らず初回接見の遅れは命取りになります。しかも、最近の捜査機関は、捜査の初期段階で、相当詳細な供述調書を作成する傾向にあるとも言われています。したがって、弁護人として選任された際は、配点された当日に接見に行くことが不可欠です。

(2) 複数選任の手続きを！

裁判員裁判対象事件の多くは、捜査段階から複数選任が可能な事件です（刑訴法37条の5）。実際、裁

判員裁判対象事件では、公判審理が連日かつ集中的に行われるだけでなく、捜査段階から公判審理を見据えた弁護活動を行う必要が極めて高いため、弁護人の負担は決して小さくありません。したがって、複数選任が可能な事件を受任した場合は、速やかに複数選任の手続きをとって下さい。また、その際には、2人目以降の弁護人も原則として新名簿登載者から選んで下さい。

5 最後に

現在のところ、新名簿の対象事件は重大事件のみとなっていますが、今後、新名簿が充実した段階で、全ての裁判員裁判対象事件を新名簿の対象とする予定です。また、裁判員裁判対象事件の上訴審の国選弁護人についても、将来的には、新名簿から選任することを予定しています。

そこで、刑事弁護委員会では、今後、新名簿が名実ともに「裁判員裁判のプロ集団」の名簿となるよう研修内容の充実化その他のバックアップ体制の確立等を図っていきます。

*1：殺人・殺人未遂罪（刑法199条）、強盗致死・殺人罪（同240条後段）、強盗強姦罪（同241条前段）、強盗強姦致死罪（同241条後段）、強制わいせつ致死傷罪（同181条1項）、強姦致死傷罪（同181条2項）、集団強姦致死傷罪（同181条3項）、傷害致死罪（同205条）、保護責任者遺棄致死罪（同219条）、逮捕監禁致死罪（同221条）、危険運転致死罪（同208条の2）、ガス漏出等致死罪（同118条2項）、往来妨害致死罪（同124条2項）、汽車転覆致死罪（同126条3項）、浄水汚染等致死罪（同145条）、水道毒物等混入致死罪（同146条2文）、特別公務員職権濫用等致死罪（同196条）、不同意墮胎致死罪（同216条）、航空機強取等致死罪（航空機の強取等の処罰に関する法律2条）、人質殺害罪（人質による強要行為等の処罰に関する法律4条）、放射線発散致死罪（放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律3条1項）、決闘傷害致死罪（決闘罪に関する件3条、刑法205条）

*2：年3回開催する予定です。今年度は、既に平成22年8月26日（木）・10月21日（木）に開催されました。次回以降の研修日程は追ってご案内します。

*3：年1～2回開催する予定です。今年度は、平成22年11月18日（木）に開催されました。次回は平成23年2月24日（木）に開催されます。次回以降の研修日程は追ってご案内します。